

アクセシビリティ支援の対象について

アクセシビリティ支援の対象には、身体障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由）、病弱・身体虚弱、発達障害、精神障害などがあります。それぞれの特徴については以下をご参照ください。

1. 身体障害

① 視覚障害

・ 盲

視覚的な情報の認識がほとんど困難な状態です。光を全く感じるできない方もいれば、明暗の区別ができる方もおり、見え方には個人差があります。

・ 弱視（ロービジョン）

視力や視野などの視機能低下により、読み書きや生活機能に継続して支障をきたしている状態です。矯正視力がおおむね 0.3 未満または視力以外の視機能の障害が高度な場合に該当します。

② 聴覚障害

音を感じ取る経路の障害により、周囲の音がきき取れない・きき取りにくい状態です。聴覚障害があると音がゆがんだり途切れたりする場合もあるため、補聴器や人工内耳を使用しても明瞭に聞こえない場合があります。

③ 肢体不自由

四肢や体幹など、身体の動きに関する部分がなんらかの原因により機能が損なわれ、日常生活における基本的な動作が困難な状態です。その障害の程度や支援のニーズは人によって様々です。

2. 病弱・身体虚弱

「病弱」とは、心身が病気のため弱っている状態であり、「身体虚弱」とは、病気ではないものの身体の不調な状態が続いていたり、病気にかかりやすい状態をいいます。これらが一時的ではなく、継続的あるいは繰り返し起こる場合に該当します。

3. 発達障害

① 自閉スペクトラム症（ASD）

他者との関係を築く上で必要な社会的コミュニケーションの困難さや、特定のことに對するこだわりの強さ、限定的な興味、反復的な行動などが幼少期から継続している場合に該当します。

② 注意欠如多動症（ADHD）

注意力（注意の持続・分配・転換）の障害や、多動や衝動的行動などの特徴があります。同じ障害の中でも、注意力の困難が強く現れやすい方や衝動性・多動性が強く現れやすい方がいらっしゃるなど、症状の現れ方には個人差があります。

③ 限局性学習症（SLD）

全体的な知的能力の遅れがない一方で、「聞く」、「読む」、「書く」、「計算する」、「推論する」といった能力のうち、一つまたは複数においてのみ著しい困難がある状態をいいます。

4. 精神障害

うつ病、不安症、PTSD、統合失調症、強迫症、摂食障害などの精神機能の不調により、日常生活または社会生活に制限を受けている場合に該当します。

5. その他

上記の状態の例以外（例：ジェンダーに関する問題等）に関しても、学生の皆さんが学修する上で支障となる問題がある場合には、その調整のための相談に対応しています。